

常滑武豊衛生組合公告式条例

昭和37年9月18日

条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者がこれに署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

常滑市役所前掲示場

武豊町役場前掲示場

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、第2条中「管理者」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読みかえる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。